

**「流水の正常な機能の維持」対策案に対する
関係河川使用者等への
意見聴取の結果について**

平成28年 3月16日

国土交通省 九州地方整備局

対策案（流水の正常な機能の維持）に対する関係河川使用者等への意見聴取について

■対策案（流水の正常な機能の維持）については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、以下の関係河川使用者（対策案に関係する施設の管理者や関係者）や関係自治体に対して意見聴取を実施。

【流水の正常な機能の維持対策案意見聴取先】

①流水の正常な機能の維持対策案に関係する主な河川使用者

九州農政局、福岡県、佐賀県、大分県、福岡市、朝倉市、鳥栖市、日田市、
両筑土地改良区、耳納山麓土地改良区、山神水道企業団、福岡県南広域水道企業団、
福岡地区水道企業団、佐賀東部水道企業団、九州電力株、(独)水資源機構

②流水の正常な機能の維持対策案に関係する自治体

福岡県、佐賀県、大分県、久留米市、筑紫野市、朝倉市、うきは市、鳥栖市、みやき町、日田市

③「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」構成員

福岡県、佐賀県、朝倉市

河川利用者等から頂いたご意見（1 / 13）

【対策案（流水の正常な機能の維持）に対するご意見】

対策案の番号	対策案名称	関係河川利用者等	ご意見の内容
—	筑後川水系ダム群連携	福岡県	筑後川水系ダム群連携事業は、筑後川流域の河川環境の維持及び既得用水の安定取水などを図るため、河川の流水の正常な機能の維持に必要な用水を確保するものであり、重要な事業であると考えております。 今回抽出された各対策案は、容認し難い点や、現行案より多額の予算規模となることから、現時点では現行案が妥当であるとする。
		佐賀県	本県にとって、筑後川の不特定用水の確保は急務であり、筑後川水系ダム群連携事業は、その確保のための事業として非常に重要です。 筑後川水系ダム群連携事業は、筑後川本川からの導水により、既設の江川ダム、寺内ダム、建設中の小石原川ダムの3ダムでの総合運用を図り一体となって効果を発揮するものです。
		久留米市	筑後川では、良好な河川環境の維持・既得用水の安定的な取水に必要な不特定用水が不足している。 また、近年の異常気象による異常渇水などにおいては、現況の施設による水利調整だけでは対応が十分とはいえない状況にあると考えており、筑後川における利水・治水の観点から、ダム群を活用した現計画におけるダム群連携事業の早期完成に向けた取り組みを望みます。
		両筑土地改良区	既存のダムの再開発や新規開発量の確保は困難を伴うため、現在建設中である「小石原川ダムと併せて筑後川水系ダム群連携事業が必要」である。
		福岡地区水道企業団	福岡都市圏は、人口の増加や都市化の進展により、急速に水需要が増加する一方で、地理的に大きな河川を持たず、水資源に恵まれていないため、筑後川関係者の理解と協力を得て、筑後川での水源開発を行ってきました。そして、現在では当企業団水源の約8割を筑後川に依存しており、必要不可欠な水源になっています。 しかし、福岡都市圏の人口は現在でも増加を続けており、節水型都市づくりを推進しているものの、将来の水需要に対応できないため、現在も五ヶ山ダムに参画し、引き続き水源開発を行っている状況です。 「筑後川水系ダム群連携事業」は、筑後川水系の流水の正常な機能の維持及び既得用水の安定化を図るために必要不可欠な事業であると考えておりますので、是非とも事業の検証を早期に終了させ、事業を推進して頂きますようお願いいたします。

河川利用者等から頂いたご意見（2 / 13）

【対策案（流水の正常な機能の維持）に対するご意見】

対策案の番号	対策案名称	関係河川利用者等	ご意見の内容
(1)	河道外貯留施設（貯水池）	九州農政局	貯水池の具体的な設置位置は示されていませんが、筑後川中流域は県内有数の整備された優良農地が広がっており、貯水池をその中に建設するのであれば、地域の農業振興に影響を及ぼすことが懸念されます。 なお、筑後川中流域の農業振興に影響を及ぼすかの判断にあたっては、施設の設置位置のみならず、設置後の施設の管理、運用等について地域の関係利水者に示す必要があります。
		福岡県	貯水池の場所は特定されていないが、筑後川中流域は国営土地改良事業及び附帯県営事業などで整備された優良農地であり、貯留施設を農振農用地内に建設するのであれば、地域農業の振興上、容認し難い。
		久留米市	広大に広がる耕作地帯の優良農地を広く潰廃することとなり、農業を基盤産業としている本市において大きな影響が出るのが危惧される。 また、その影響は、直接潰廃される農地に留まらず、当該農地を含む広範囲の農地を受益地とする農業施設の稼働率低下につながり、それらの施設を維持する農業者の負担増が懸念される。
		佐賀東部水道企業団	(1)、(4)～(13)〔「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の方策番号〕 以上について特に意見はありませんが、流水の正常な機能の維持のための用水確保は、流域住民はじめ利水者にとっても喫緊に問題解決を求めるところですが、水源開発負担はすでに利水者にとって大きな負担となっており、これ以上の負担とならない方策が必要と考えます。
(3)	地下水取水	久留米市	地下水取水については、4,104箇所の井戸を新設することで、農業用水に利用されている既存の井戸、湧水の枯渇などの影響が懸念される。
		佐賀東部水道企業団	(1)、(4)～(13)〔「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の方策番号〕 以上について特に意見はありませんが、流水の正常な機能の維持のための用水確保は、流域住民はじめ利水者にとっても喫緊に問題解決を求めるところですが、水源開発負担はすでに利水者にとって大きな負担となっており、これ以上の負担とならない方策が必要と考えます。
(4)	ため池	久留米市	広大に広がる耕作地帯の優良農地を広く潰廃することとなり、農業を基盤産業としている本市において大きな影響が出るのが危惧される。 また、その影響は、直接潰廃される農地に留まらず、当該農地を含む広範囲の農地を受益地とする農業施設の稼働率低下につながり、それらの施設を維持する農業者の負担増が懸念される。
		佐賀東部水道企業団	(1)、(4)～(13)〔「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の方策番号〕 以上について特に意見はありませんが、流水の正常な機能の維持のための用水確保は、流域住民はじめ利水者にとっても喫緊に問題解決を求めるところですが、水源開発負担はすでに利水者にとって大きな負担となっており、これ以上の負担とならない方策が必要と考えます。

河川使用者等から頂いたご意見（3 / 13）

【対策案（流水の正常な機能の維持）に対するご意見】

対策案の番号	対策案名称	関係河川使用者等	ご意見の内容
(5)	ダム再開発 (既設ダムかさ上げ) ・松原ダム ・大山ダム ・江川ダム	九州農政局	江川ダムは、水機構営両筑平野用水事業により農業用水（及び都市用水）確保の目的で築造したダムで両筑平野地域の重要な水源であり、嵩上げ工事に伴い管理棟や取水設備の改築、周辺道路の付替え等工事が長期化する恐れがある為農業用水の取水に影響を及ぼすと思われます。 また、新たに用水を確保することは、現行の利水運用にも支障をきたす恐れがあると思われることから、施設完了後のダムの管理・運用等をどのように行うかを関係利水者に示し了解を得る必要があります。
		福岡県	対策案では、工事期間とその間の既存の利水容量がどういった形で確保されるのかが示されていないが、工事期間中といえども必要な農業用水等を事業主体の責務として確保する必要がある。 また、既存のダムに新たな利水容量を持たせることにより、ダムの運用が変更される事が予想されるため、施設完了後のダムの管理・運営をどのように行うか、事前に利水者に示す必要がある。
		大分県	・かさ上げにより水没地が生じるため、用地買収や道路等の付け替えが伴いますが、ダムは既に完成しており、新たに地域の合意形成が必要であります。 ・既存の環境に負荷が掛かることに対する検討が必要であります。 ・「水郷ひた清流復活運動」の増量問題等、地域の河川水環境に対する意識が極めて高いため、事業に伴うダム下流の水量・水質の影響について、地域の合意形成を十分に図る必要があります。
		福岡市	江川ダム再開発に関連する案につきましては、工事着手から完成まで長期に渡ることが予想され、その間、江川ダム利水者の取水が制限されてしまうことから、本市の安定給水へ多大な影響が懸念されます。このため、下記の対策案の具体的な検討にあたっては、工事期間中における江川ダム利水者に対する別途水源の確保についても、併せてご検討いただきますようお願いいたします。
		鳥栖市	江川ダム 特になし。
		日田市	松原ダム直下を流れる大山川や下流の三隈川において、これまでも市民による水量増加運動が行われ、現在においても、水量増加や水質改善に係る協議を関係機関と継続的に行っております。今回提案された既存のダム再開発（かさ上げ・掘削）等を実地することとなった場合、河川水質の悪化や鮎漁等への影響が懸念されることから、地元関係者の理解を得ることが困難であると考えます。
		両筑土地改良区	江川ダムは、強固な地盤の上に建設された重力式ダムではあるが、10mのかさ上げとなると地耐力があるか心配であり、貯留水の取水に支障をきたす恐れがある。また、江川ダムの貯留水は各利水者負担の元確保された水であり、新たに同ダムに多目的用水を確保しようとする対策案は既得水利運用上支障を来し、地元関係者（農家等）の理解も得難く、問題を拡散する事で費用・事業効果の発揮も長期化するのみで必要性を問われる。
		福岡県南広域水道企業団	既存施設を活用する対策案については、当企業団の水利使用に支障がないことを前提に検討をお願いします。
		福岡地区水道企業団	ダム再開発案（大山ダム・江川ダムのかさ上げ・・・対策案(5)(9)(10)(11)、大山ダム・江川ダム・寺内ダム・筑後大堰・合所ダムの貯水池の掘削・・・対策案(10)については、工事期間中の取水制限に伴い、住民生活への重大な影響が懸念されますので、同等の代替水源の確保が必要と考えます。 このことから、以上の代替案には賛同できないものと考えます。
		佐賀東部水道企業団	建設費及び維持管理費等の新たな経費負担が発生するようであれば、賛同は困難と考えます。

河川利用者等から頂いたご意見（4 / 13）

【対策案（流水の正常な機能の維持）に対するご意見】

対策案の番号	対策案名称	関係河川利用者等	ご意見の内容
(5) つづき	ダム再開発 (既設ダムかさ上げ) ・松原ダム ・大山ダム ・江川ダム	九州電力㈱	<p>維持対策案(5)、(8)、(9)、(10)及び(11)のダム再開発や他用途ダム容量買い上げ等の弊社水力発電に係わる対策案につきましては、筑後川水系発電所の発電電力量減少をもたらすとともに、電力の安定供給のための代替電源確保の必要性、更には国のエネルギー政策における水力発電の重要性に鑑み、電気事業者として受入れることはできかねます。</p> <p>〔主な理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水力発電は、国のエネルギー政策における国産エネルギーの有効活用、地球温暖化への対応の観点から、資源制約が少なく、環境特性に優れたクリーンなエネルギーとして重要な電源である。 ・弊社に係わる維持対策案は、ダム再開発による工事期間中の供給力低下、水力発電ダム容量の買い上げによる供給力低下を伴うため、いずれも安定供給のために代替電源を確保する必要がある。 ・また平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、供給力確保に全力で取り組んできたところであるが、企業・自治体等を始めとするお客さまに節電をお願いしている電力供給状況下において、水力発電所はベース供給力として安定供給に資する重要な電源である。
		(独)水資源機構	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の治水機能、水利用等に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。 ・既設ダムのかさ上げについては、技術的に問題がないか詳細な調査が必要であると考えます。また、地域住民の十分な理解、協力を得るとともに、貯水位上昇に伴う環境への影響について十分検討する必要があると考えます。 ・特に、江川ダムのかさ上げでは、直上流に建設中の小石原川ダム計画への影響を検討する必要があります。

河川利用者等から頂いたご意見（5 / 13）

【対策案（流水の正常な機能の維持）に対するご意見】

対策案の番号	対策案名称	関係河川利用者等	ご意見の内容
(6)	他用途ダム容量 買い上げ (利水容量) ・江川ダム	九州農政局	江川ダムは、水機構営両筑平野用水事業により農業用水（及び都市用水）確保の目的で築造したダムである。本対策案は、先行事業の事業計画を逸脱するものであり、両筑平野地域の重要な水源（かんがい容量）を削減することは営農に影響を及ぼすことが懸念されます。 また、地元（受益者）の合意が得られる見込みもありません。
		福岡県	各ダムの買取容量の内訳が不明ではあるが、農業用水が買い取られることにより、営農に支障を来すことになるので容認し難い。 また、買取容量の内訳や容量の算出根拠については詳細な説明が必要である。
		福岡市	2度の大渇水を経験した福岡市では、限りある水を有効に利用するため、節水型都市づくりを進めるとともに、水資源開発に取り組んでおります。 江川ダムは、本市関連ダムの中でも最大の貯水容量を持つ大変重要な水源であり、代替となる水源はありません。また、本市は福岡地区水道企業団の受水で需要量のおおよそ3分の1をまかなっておりますが、その福岡地区水道企業団にとっても貴重な水源の一つとなっております。 今回抽出された対策案のうち、江川ダムの利水容量買い上げ案につきましては、上述の通り、本市には代替となる水源がないため、対応できません。
		鳥栖市	平成27年9月15日付け鳥水管第4370号で回答したとおり。 水源の取り扱いについての回答（鳥水管第4370号） 当市におきましては、昭和42年7月に給水を開始し、清浄な水の安定供給に取り組んで参りました。 水道の安定供給は市政の発展に不可欠であるとの基本方針に基づき、ダム使用権を取得し、現在に至るまで、両筑平野用水事業、寺内ダム建設事業等、諸事業に係る応分の経費を負担いたしておりますが、量のみならず質の高い水源の確保、企業誘致等、将来の水需要に対応するため、ダム使用権は当市にとって必要不可欠な財産であるものと認識いたしております
		両筑土地改良区	農業用水や上水の利水については毎年のように渇水対策を行って節水しながら確保しているのが実状であり、当然ながら多目的用水に供する余裕はない。また、江川ダム・寺内ダムの貯留水は各利水者負担の元確保された水であることから、多目的用水を確保しようとする対策案は既得水利運用上支障を来すのは(5)で意見したとおりである。
		福岡県南広域水道企業団	既存施設を活用する対策案については、当企業団の水利使用に支障がないことを前提に検討をお願いします。
		福岡地区水道企業団	対策案のうち、他用途ダム容量買い上げ案（江川ダム・寺内ダム・合所ダム・大山ダム・山口調整池・筑後大堰の利水容量の買い上げ・・・対策案(6)(7)(8)については、当企業団の貴重な水源を失うこととなり、到底応じることはできないと考えます。 このことから、以上の代替案には賛同できないものと考えます。
		佐賀東部水道企業団	2～3年に1度の渇水の発生に対し、ダムからの補給量確保が唯一の対策であります。水利権水量全量を取水していない佐賀東部水道企業団のダム利水容量を買い上げられ補償されても、唯一の貴重な水源である筑後川の補給ダムの利水容量を削減されることには、受け入れできるものではありません。
(独)水資源機構	既存の治水機能、水利用等に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。		

河川使用者等から頂いたご意見（6 / 13）

【対策案（流水の正常な機能の維持）に対するご意見】

対策案の番号	対策案名称	関係河川使用者等	ご意見の内容
(7)	他用途ダム容量 買い上げ (利水容量) ・寺内ダム ・合所ダム	九州農政局	合所ダムは、国営土地改良事業により、また、寺内ダムは水機構営両筑平野用水事業により、農業用水（及び都市用水）確保の目的で築造したダムである。本対策案は、先行事業の事業計画を逸脱するものであり、耳納山麓地域及び両筑平野地域の重要な水源（かんがい容量）を削減することは営農に影響を及ぼすことが懸念されます。 また、地元（受益者）の合意が得られる見込みもありません。
		福岡県	各ダムの買取容量の内訳が不明ではあるが、農業用水が買い取られることにより、営農に支障を来すことになるので容認し難い。 また、買取容量の内訳や容量の算出根拠については詳細な説明が必要である。
		鳥栖市	平成27年9月15日付け鳥水管第4370号で回答したとおり。 水源の取り扱いについての回答（鳥水管第4370号） 当市におきましては、昭和42年7月に給水を開始し、清浄な水の安定供給に取り組んで参りました。 水道の安定供給は市政の発展に不可欠であるとの基本方針に基づき、ダム使用権を取得し、現在に至るまで、両筑平野用水事業、寺内ダム建設事業等、諸事業に係る応分の経費を負担いたしておりますが、量のみならず質の高い水源の確保、企業誘致等、将来の水需要に対応するため、ダム使用権は当市にとって必要不可欠な財産であるものと認識いたしております。
		両筑土地改良区	農業用水や上水の利水については毎年のように渇水対策を行って節水しながら確保しているのが実状であり、当然ながら多目的用水に供する余裕はない。また、江川ダム・寺内ダムの貯留水は各利水者負担の元確保された水であることから、多目的用水を確保しようとする対策案は既得水利運用上支障を来すのは(5)で意見したとおりである。
		耳納山麓土地改良区	合所ダムは、農業用水（及び都市用水）確保の目的で建設したダムであります。農業用水として確保されている用水を多用途へ振り替えることは受益農地への供給の減少となり、受益農家の営農に多大な影響を与える為、当土地改良区はもとより受益農家の了解を得られるものではなく到底容認できるものではありません。
		福岡県南広域水道企業団	既存施設を活用する対策案については、当企業団の水利使用に支障がないことを前提に検討をお願いします。
		福岡地区水道企業団	対策案のうち、他用途ダム容量買い上げ案（江川ダム・寺内ダム・合所ダム・大山ダム・山口調整池・筑後大堰の利水容量の買い上げ・・・対策案(6)(7)(8)については、当企業団の貴重な水源を失うこととなり、到底応じることはできないと考えます。 このことから、以上の代替案には賛同できないものと考えます。
		佐賀東部水道企業団	2～3年に1度の渇水の発生に対し、ダムからの補給量確保が唯一の対策であります。水利権水量全量を取水していない佐賀東部水道企業団のダム利水容量を買い上げられ補償されても、唯一の貴重な水源である筑後川の補給ダムの利水容量を削減されることには、受け入れできるものではありません。
		(独)水資源機構	既存の治水機能、水利用等に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。

河川使用者等から頂いたご意見（7 / 13）

【対策案（流水の正常な機能の維持）に対するご意見】

対策案の番号	対策案名称	関係河川使用者等	ご意見の内容
(8)	他用途ダム容量 買い上げ (利水容量) ・ 大山ダム ・ 山口調整池 ・ 地蔵原ダム ・ 筑後大堰 ・ 夜明ダム	九州農政局	耳納山麓土地改良事業は、一部、夜明ダム上流より農業用水を確保しており、また、筑後川下流土地改良事業は、筑後大堰上流から農業用水を確保していることから、利水容量の買取りは、これらの事業による農業用水の取水及び営農に影響を及ぼすことが懸念されます。 また、地元（受益者）の合意が得られる見込みもありません。
		福岡県	これまで、筑後川における発電用水及び都市用水等の開発は、各関係水利使用者との間で、流域のバランスを考慮しながら開発されてきたものであり、この対策案はその根底を崩すものであると考えられることから容認し難い。
		耳納山麓土地改良区	農業用水は、夜明ダム湛水区域内より一部確保していることから、受益農地への供給量に多大な影響を与える為、当土地改良区はもとより受益農家の了解を得られるものではなく、到底容認できるものではありません。
		福岡県南広域水道企業団	既存施設を活用する対策案については、当企業団の水利使用に支障がないことを前提に検討をお願いします。
		福岡地区水道企業団	対策案のうち、他用途ダム容量買い上げ案（江川ダム・寺内ダム・合所ダム・大山ダム・山口調整池・筑後大堰の利水容量の買い上げ・・・対策案(6)(7)(8)については、当企業団の貴重な水源を失うこととなり、到底応じることはできないと考えます。 このことから、以上の代替案には賛同できないものと考えます。
		佐賀東部水道企業団	2～3年に1度の渇水の発生に対し、ダムからの補給量確保が唯一の対策であります。水利権水量全量を取水していない佐賀東部水道企業団のダム利水容量を買い上げられ補償されても、唯一の貴重な水源である筑後川の補給ダムの利水容量を削減されることには、受け入れできるものではありません。
		九州電力㈱	維持対策案(5)、(8)、(9)、(10)及び(11)のダム再開発や他用途ダム容量買い上げ等の弊社水力発電に係わる対策案につきましては、筑後川水系発電所の発電電力量減少をもたらすとともに、電力の安定供給のための代替電源確保の必要性、更には国のエネルギー政策における水力発電の重要性に鑑み、電気事業者として受入れることはできかねます。 〔主な理由〕 ・ 水力発電は、国のエネルギー政策における国産エネルギーの有効活用、地球温暖化への対応の観点から、資源制約が少なく、環境特性に優れたクリーンなエネルギーとして重要な電源である。 ・ 弊社に係わる維持対策案は、ダム再開発による工事期間中の供給力低下、水力発電ダム容量の買い上げによる供給力低下を伴うため、いずれも安定供給のために代替電源を確保する必要がある。 ・ また平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、供給力確保に全力で取り組んできたところであるが、企業・自治体等を始めとするお客さまに節電をお願いしている電力供給状況下において、水力発電所はベース供給力として安定供給に資する重要な電源である。
(独)水資源機構	既存の治水機能、水利用等に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。		

河川利用者等から頂いたご意見（8 / 13）

【対策案（流水の正常な機能の維持）に対するご意見】

対策案の番号	対策案名称	関係河川利用者等	ご意見の内容
(9)	水系間導水 +ダム再開発 (ダムかさ上げ) ・松原ダム ・大山ダム	日田市	松原ダム直下を流れる大山川や下流の三隈川において、これまでも市民による水量増加運動が行われ、現在においても、水量増加や水質改善に係る協議を関係機関と継続的に行っております。今回提案された既存のダム再開発（かさ上げ・掘削）等を実地することとなった場合、河川水質の悪化や鮎漁等への影響が懸念されることから、地元関係者の理解を得ることが困難であると考えます。
		福岡県南広域水道企業団	既存施設を活用する対策案については、当企業団の水利使用に支障がないことを前提に検討をお願いします。
		福岡地区水道企業団	ダム再開発案（大山ダム・江川ダムのかさ上げ・・・対策案(5)(9)(10)(11)、大山ダム・江川ダム・寺内ダム・筑後大堰・合所ダムの貯水池の掘削・・・対策案(10)については、工事期間中の取水制限に伴い、住民生活への重大な影響が懸念されますので、同等の代替水源の確保が必要と考えます。 このことから、以上の代替案には賛同できないものと考えます。
		佐賀東部水道企業団	(1)、(4)～(13)〔「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の方策番号〕 以上について特に意見はありませんが、流水の正常な機能の維持のための用水確保は、流域住民はじめ利水者にとっても喫緊に問題解決を求めるところですが、水源開発負担はすでに利水者にとって大きな負担となっており、これ以上の負担とならない方策が必要と考えます。
		九州電力㈱	維持対策案(5)、(8)、(9)、(10)及び(11)のダム再開発や他用途ダム容量買い上げ等の弊社水力発電に係わる対策案につきましては、筑後川水系発電所の発電電力量減少をもたらすとともに、電力の安定供給のための代替電源確保の必要性、更には国のエネルギー政策における水力発電の重要性に鑑み、電気事業者として受入れることはできかねます。 〔主な理由〕 ・水力発電は、国のエネルギー政策における国産エネルギーの有効活用、地球温暖化への対応の観点から、資源制約が少なく、環境特性に優れたクリーンなエネルギーとして重要な電源である。 ・弊社に係わる維持対策案は、ダム再開発による工事期間中の供給力低下、水力発電ダム容量の買い上げによる供給力低下を伴うため、いずれも安定供給のために代替電源を確保する必要がある。 ・また平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、供給力確保に全力で取り組んできたところであるが、企業・自治体等を始めとするお客さまに節電をお願いしている電力供給状況下において、水力発電所はベース供給力として安定供給に資する重要な電源である。

河川利用者等から頂いたご意見（9 / 13）

【対策案（流水の正常な機能の維持）に対するご意見】

対策案の番号	対策案名称	関係河川利用者等	ご意見の内容
(10)	ダム再開発 （既設ダムの貯水池掘削） +ダム再開発 （ダムかさ上げ） ・松原ダム ・大山ダム	九州農政局	既設ダムの掘削において、江川ダム・寺内ダム・合所ダムはかんがいを目的に含むダムであり、掘削による貯留水の汚濁、工事期間中の農業用水の確保に支障をきたすと思われます。 また、新たに用水を確保することは、現行の利水運用にも支障をきたす恐れがあると思われることから、施設完了後のダムの管理・運用等をどのように行うかを関係利水者に示し了解を得る必要があります。
		福岡県	対策案では、工事期間とその間の既存の利水容量がどういった形で確保されるのかが示されていないが、工事期間中といえども必要な農業用水等を事業主体の責務として確保する必要がある。 掘削方法によっては、既存利水者への補償が発生することも考えられるので、掘削方法も事前に示されるべきである。 また、施設管理者に対し、掘削の形状などが分かる資料を事前に示す必要がある。
		大分県	<ul style="list-style-type: none"> 掘削工事による地滑り防止対策に加え、良好な水質確保のため貯水量の増大に伴う水質浄化施設の規模見直しが必要であります。 掘削により大量に発生する残土の処理や工事中の安全対策に伴い、新たに地域の合意形成が必要であります。 かさ上げにより水没地が生じるため、用地買収や道路等の付け替えが伴いますが、ダムは既に完成しており、新たに地域の合意形成が必要であります。 既存の環境に負荷が掛かることに対する検討が必要であります。 「水郷ひた清流復活運動」の増量問題等、地域の何川水環境に対する意識が極めて高いため、事業に伴うダム下流の水量・水質の影響について、地域の合意形成を十分に図る必要があります。
		福岡市	江川ダム再開発に関連する案につきましては、工事着手から完成まで長期に渡ることが予想され、その間、江川ダム利水者の取水が制限されてしまうことから、本市の安定給水へ多大な影響が懸念されます。このため、下記の対策案の具体的な検討にあたっては、工事期間中における江川ダム利水者に対する別途水源の確保についても、併せてご検討いただきますようお願いいたします。
		鳥栖市	<ul style="list-style-type: none"> 江川ダム、寺内ダム 特になし。 筑後大堰 対象となっている下野町河川敷については、下野町運動広場として市民に開放しており、今後もスポーツの普及や健康増進、また市民の憩いの広場として引き続き市民に開放していきたい。
		日田市	松原ダム直下を流れる大山川や下流の三隈川において、これまでも市民による水量増加運動が行われ、現在においても、水量増加や水質改善に係る協議を関係機関と継続的に行っております。今回提案された既存のダム再開発（かさ上げ・掘削）等を実地することとなった場合、河川水質の悪化や鮎漁等への影響が懸念されることから、地元関係者の理解を得ることが困難であると考えます。
		久留米市	筑後大堰近辺の河川区域については、都市計画公園として計画決定を行っており、市民を含む多くの方の憩いの場所として活用されてきており、その一部が他用途に活用されることについては、市民の理解を得ることが難しく、現計画にあるダム群を活用した計画の推進が望まれる。

河川利用者等から頂いたご意見（10 / 13）

【対策案（流水の正常な機能の維持）に対するご意見】

対策案の番号	対策案名称	関係河川利用者等	ご意見の内容
(10) つづき	ダム再開発 (既設ダムの貯水池掘削) +ダム再開発 (ダムかさ上げ) ・松原ダム ・大山ダム	筑紫野市	<p>①掘削工事により山口川が濁ることにより下流の農業への影響が予想される。</p> <p>②工事に伴い大型ダンプの往来等が考えられるが、県道基山停車場平等寺筑紫野線は幅員がやや狭く、地域住民の安全交通が阻害される恐れがある。</p> <p>③既存利水者の水利用に影響を与えないよう配慮する必要がある。</p> <p>④工事がなされる場合は、周辺環境への影響やダムの経年変化による影響、地質調査など十分な安全性を確保されたい。</p> <p>⑤市内約40%の水を山神水道企業団より受水しているため、濁水等による浄水機能の低下を招かないようお願いする。</p>
		みやき町	<p>筑後大堰の掘削・かさ上げにより、水質の汚濁とともに下流への水量の変化が予想される。</p> <p>①水質の汚濁 ・現在筑後川にはエツなどの絶滅危惧種に指定されている生物が数種生息しているが、その生態系への影響が考えられる。 ・現在大堰で貯水を行い、それを上水道として利用しているが、上水の水質が悪化し、それが人体に悪影響を与えないか懸念される。</p> <p>②下流への水量の変化 ・水量の変化により、筑後大堰建設時にも影響が懸念されたが、有明海が一大産地である海苔養殖に支障が出るのではないかと考えられる。</p>
		両筑土地改良区	掘削による貯留水の汚濁により農業用水の確保に支障をきたす。また、江川・寺内ダムの貯留水は各利水者負担の元確保された水であり、新たに同ダムに多目的用水を確保しようとする対策案は既得水利運用上支障を来すのは（5）で意見したとおりである。
		耳納山麓土地改良区	<p>合所ダムの貯水池の掘削について、施工時期は示されていませんが、掘削時の汚濁や工事中の農業用水の確保が懸念され、営農に多大な影響を与える為当土地改良区はもとより受益農家の了解を得られるものではなく到底容認できるものではありません。</p> <p>また、新たな用水を加えることは、ダム管理や用水管理に影響を与えるものと思われます。</p>
		山神水道企業団	<p>・掘削工事期間中に安定した取水・用水の確保ができるかが疑問です。山神水道企業団は、構成団体（筑紫野市、太宰府市、三井水道企業団）へ水道用水の安定的な供給を行なう責務があり、掘削工事期間中の取水停止はもちろんのこと、用水確保ができなくなる行為は絶対に避けなくてはなりません。</p> <p>・工事期間中は工事に伴う土砂が流入し原水の濁度上昇が考えられ浄水作業に大きく影響することとなり構成団体へ安定した水道用水の供給ができなくなるおそれがあります。</p> <p>以上のことから県営山神ダム貯水池掘削の代替案については賛成できません。</p>
		福岡県南広域水道企業団	既存施設を活用する対策案については、当企業団の水利使用に支障がないことを前提に検討をお願いします。
		福岡地区水道企業団	<p>ダム再開発案（大山ダム・江川ダムのかさ上げ・・・対策案(5)(9)(10)(11)、大山ダム・江川ダム・寺内ダム・筑後大堰・合所ダムの貯水池の掘削・・・対策案(10)については、工事期間中の取水制限に伴い、住民生活への重大な影響が懸念されますので、同等の代替水源の確保が必要と考えます。</p> <p>このことから、以上の代替案には賛同できないものと考えます。</p>

河川利用者等から頂いたご意見（11 / 13）

【対策案（流水の正常な機能の維持）に対するご意見】

対策案の番号	対策案名称	関係河川利用者等	ご意見の内容
(10) つづき	ダム再開発 (既設ダムの貯水池掘削) +ダム再開発 (ダムかさ上げ) ・松原ダム ・大山ダム	佐賀東部水道企業団	建設費及び維持管理費等の新たな経費負担が発生するようであれば、賛同は困難と考えます。
		九州電力株	維持対策案(5)、(8)、(9)、(10)及び(11)のダム再開発や他用途ダム容量買い上げ等の弊社水力発電に係わる対策案につきましては、筑後川水系発電所の発電電力量減少をもたらすとともに、電力の安定供給のための代替電源確保の必要性、更には国のエネルギー政策における水力発電の重要性に鑑み、電気事業者として受入れることはできかねます。 〔主な理由〕 ・水力発電は、国のエネルギー政策における国産エネルギーの有効活用、地球温暖化への対応の観点から、資源制約が少なく、環境特性に優れたクリーンなエネルギーとして重要な電源である。 ・弊社に係わる維持対策案は、ダム再開発による工事期間中の供給力低下、水力発電ダム容量の買い上げによる供給力低下を伴うため、いずれも安定供給のために代替電源を確保する必要がある。 ・また平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、供給力確保に全力で取り組んできたところであるが、企業・自治体等を始めとするお客さまに節電をお願いしている電力供給状況下において、水力発電所はベース供給力として安定供給に資する重要な電源である。
		(独)水資源機構	ダム再開発 ・既存の治水機能、水利用等に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。 ・既設ダムのかさ上げについては、技術的に問題がないか詳細な調査が必要であると考えます。また、地域住民の十分な理解、協力を得るとともに、貯水位上昇に伴う環境への影響について十分検討する必要があると考えます。 ・特に、江川ダムのかさ上げでは、直上流に建設中の小石原川ダム計画への影響を検討する必要があります。 既設ダムの貯水池の掘削 ・既存の治水機能、水利用等に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。 ・貯水池掘削による環境への影響について十分検討する必要があると考えます。

河川使用者等から頂いたご意見（12 / 13）

【対策案（流水の正常な機能の維持）に対するご意見】

対策案の番号	対策案名称	関係河川使用者等	ご意見の内容
(11)	他用途ダム容量 買い上げ (湧水対策容量) ・小石原川ダム +ダム再開発 (既設ダムかさ上げ) ・松原ダム ・大山ダム ・江川ダム	福岡市	江川ダム再開発に関連する案につきましては、工事着手から完成まで長期に渡ることが予想され、その間、江川ダム利水者の取水が制限されてしまうことから、本市の安定給水へ多大な影響が懸念されます。このため、下記の対策案の具体的な検討にあたっては、工事期間中における江川ダム利水者に対する別途水源の確保についても、併せてご検討いただきますようお願いいたします。
		日田市	松原ダム直下を流れる大山川や下流の三隈川において、これまでも市民による水量増加運動が行われ、現在においても、水量増加や水質改善に係る協議を関係機関と継続的に行っております。今回提案された既存のダム再開発（かさ上げ・掘削）等を実地することとなった場合、河川水質の悪化や鮎漁等への影響が懸念されることから、地元関係者の理解を得ることが困難であると考えます。
		福岡県南広域水道企業団	既存施設を活用する対策案については、当企業団の水利使用に支障がないことを前提に検討をお願いします。
		福岡地区水道企業団	ダム再開発案（大山ダム・江川ダムのかさ上げ・・・対策案(5)(9)(10)(11)、大山ダム・江川ダム・寺内ダム・筑後大堰・合所ダムの貯水池の掘削・・・対策案(10)については、工事期間中の取水制限に伴い、住民生活への重大な影響が懸念されますので、同等の代替水源の確保が必要と考えます。このことから、以上の代替案には賛同できないものと考えます。
		佐賀東部水道企業団	建設費及び維持管理費等の新たな経費負担が発生するようであれば、賛同は困難と考えます。
		九州電力㈱	維持対策案(5)、(8)、(9)、(10)及び(11)のダム再開発や他用途ダム容量買い上げ等の弊社水力発電に係る対策案につきましては、筑後川水系発電所の発電電力量減少をもたらすとともに、電力の安定供給のための代替電源確保の必要性、更には国のエネルギー政策における水力発電の重要性に鑑み、電気事業者として受入れることはできかねます。 〔主な理由〕 ・水力発電は、国のエネルギー政策における国産エネルギーの有効活用、地球温暖化への対応の観点から、資源制約が少なく、環境特性に優れたクリーンなエネルギーとして重要な電源である。 ・弊社に係る維持対策案は、ダム再開発による工事期間中の供給力低下、水力発電ダム容量の買い上げによる供給力低下を伴うため、いずれも安定供給のために代替電源を確保する必要がある。 ・また平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、供給力確保に全力で取り組んできたところであるが、企業・自治体等を始めとするお客さまに節電をお願いしている電力供給状況下において、水力発電所はベース供給力として安定供給に資する重要な電源である。

河川利用者等から頂いたご意見（13 / 13）

【対策案（流水の正常な機能の維持）に対するご意見】

対策案の番号	対策案名称	関係河川利用者等	ご意見の内容
ー	その他（全般）	九州農政局	<p>今回の意見聴取においては、ダム群連携事業（以下「当該事業」という。）に係る具体的な事業内容が示されていないことから、当該事業がかんがい用水や地域の営農へ及ぼす正確な影響を確認できません。このため、早急に当該事業の具体的な内容を提示願います。また、今後、当該事業の検討を行うに当たっては、かんがい用水や地域の営農への影響に配慮願います。</p> <p>当該事業を含めた対策案については、具体的な記載がないため、計画内容が具体化された時点で、再度、意見提出の機会を設けて頂きたい。</p> <p>さらに、当該事業の計画が具体化された時点で、関係機関へ協議願います。</p>
		福岡県	<p>検証にあたっては、瀬ノ下40m³/s や不特定用水不足量などの基本的事項について分かり易く説明されたうえで、地元をはじめ、地域の意見を最大限尊重するとともに、速やかに検証を進めていただきたい。</p>
		佐賀県	<p>今回、複数の流水の正常な機能の維持対策案が立案されており、今後、検証作業は、予断なく検討されていくということですが、中立性・透明性・客観性をしっかり確保して、さらなるスピード感を持って進めていただき、筑後川の不特定用水を早期に確保していただきますようお願いいたします。</p>
		福岡市	<p>福岡都市圏の水源の約3分の1を依存している筑後川につきましては、流域内の慢性的な水不足の解消並びに良好な河川環境の保全に必要な維持流量の確保が長年の懸案となっております。このため、筑後川水系ダム群連携事業につきましては、水源地域関係者の事情を十分に配慮されたうえ、早期に検証を完了されますようお願い申し上げます。</p>
		朝倉市	<p>流水の正常な機能の維持に関する複数の対策案の立案及び概略評価による対策案の抽出については、両筑平野用水及び寺内ダムに係る既存の利水に支障を与えないよう検討願いたい。</p> <p>検証作業を進めることに異論はないが、検証作業に当たっては、水源地としての役割を果たしてきた朝倉市の立場を念頭に小石原川及び佐田川等筑後川支流の流況改善及び朝倉市全域の水環境改善への寄与、事業がもたらす環境への影響、地域住民の生活に配慮した対応をお願いしたい。環境への影響については、環境アセスメントは行われたいというところだが、影響が判断できる調査書を提示していただきたい。</p>
		うきは市	<p>うきは市としましては、今回抽出されました流水の正常な機能の維持対策案について耳納山麓土地改良区の意見を尊重されて検討いただきますようお願い申し上げます。</p>
		佐賀東部水道企業団	<p>(1)、(4)～(13)〔「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の方策番号〕</p> <p>以上について特に意見はありませんが、流水の正常な機能の維持のための用水確保は、流域住民はじめ利水者にとっても喫緊に問題解決を求めるところですが、水源開発負担はすでに利水者にとって大きな負担となっており、これ以上の負担とならない方策が必要と考えます。</p>